

四日市市告示第129号

四日市市重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月26日

四日市市長 森 智 広

四日市市重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業実施要綱（平成26年四日市市告示第403号）の一部を次のように改正する。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第5条関係）

四日市市重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業利用決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

四日市市長

年 月 日付けで申請のありました四日市市重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業の利用について、次のとおり決定しましたので、四日市市重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業実施要綱第5条の規定により通知します。

1 利用決定

利用者	氏名			
	住所			
入院時コミュニケーション支援事業者名				
入院する医療機関		入院日	年 月 日	
利用内容	年 月 日より入院期間内とする。 ※ただし1回の入院につき、入院の日から起算して14日以内とし、1日あたりの利用時間は8時間以内とする。			

2 利用却下

理由	
----	--

第4号様式、第5号様式を次のように改める。

第4号様式（第7条関係）

四日市市重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業利用変更決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

四日市市長

年 月 日付けで申請のありました四日市市重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業の利用変更について、次のとおり決定しましたので、四日市市重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業実施要綱第7条第2項の規定により通知します。

利用者	氏名	
	住所	
変更内容		

第5号様式（第8条関係）

四日市市重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業利用決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

四日市市長

下記の理由で四日市市重度ALS患者入院時コミュニケーション事業の利用の決定を取り消しましたので四日市市重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業実施要綱第8条第2項の規定により通知します。

利用者	氏名	
	住所	
取消し理由		
取消決定年月日	平成 年 月 日	

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(健康福祉部高齢福祉課)